

Chapter 01

契約のルールを知る

私たちの消費生活は、様々な契約から成り立っています。朝起きて顔を洗うときには水道の契約、朝食を用意するときは電気またはガスの契約、食パンはスーパーとの売買契約、出勤するときにはバスや電車に乗って目的地に到着する契約、自家用車のガソリンを購入する契約・・・と数え上げればキリがありません。

この章では、消費生活の中核をなす「契約」について、法律的な枠組みを今一度、おさらいしてみましょう。

契約の基本 —民法—

我が国における契約の基本原則は、民法に定められています。

契約とは当事者間に法的な責任が生じる約束のことです

契約の成立はいつ？

事業者（売り手）と消費者（買い手）との間で、商品やサービスの価格・内容などについて、**お互いに合意すれば契約は成立**します。

合意とは、当事者の一方による「申込」と他方の「承諾」の意思表示が合致することです。

そのため、原則としては、たとえ口約束であっても契約は成立します。

靴を買う、DVDを借りる、美容院で髪を切ってもらい、服をクリーニングに出す、レンタカーを借りるなどこれらはすべて契約です。



契約自由の原則

契約は、当事者同士での合意で原則として自由に意思決定できます。

- 契約締結の自由 ————— 契約をするかどうかは当事者の自由（法令に特別の定めがある場合をのぞく）
- 相手方選択の自由 ————— 契約を誰と結ぶかは当事者の自由
- 契約内容の自由 ————— 契約の内容や条件は当事者の自由（法令の制限内で）
- 契約方式の自由 ————— 契約の形式（口頭か書面かなど）は当事者の自由

※契約自由の原則は、契約当事者が対等な立場にあることが大前提となります。

契約は守らなくてはならない(契約の法的拘束力)

契約は自由にできますが、いったん成立すると、**お互いにその契約を守る義務**が生じます。特別な場合を除いて一方的に契約をやめたり、変更したりすることはできません。契約が守られない場合、裁判所に訴え、契約の実現を強制することも可能です。

契約を取消できるとき(民法)

民法では、契約の成立に何らかの問題がある場合などに、例外的に契約の取消や無効、解除などで契約を解消できると定めています。

契約を取り消すと、いったん成立した契約が最初に遡ってなかったこととなります。

錯誤による契約	消費者が 勘違い して結んだ契約でその勘違いが社会通念に照らして重要なものであるもの
詐欺による契約	事業者が意図的に消費者を だまして 締結させた契約
強迫による契約	事業者が意図的に消費者を 脅して 恐怖心を抱かせて締結させた契約

未成年者契約	法定代理人(親など)の 同意を得ず に 未成年者 が締結した契約
---------------	--

※令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。

取消できる

- 原則として、消費者は受領したものをすべて返還し、事業者は受領した代金全額を返還しなければならない
- 消費者に、違約金や損害賠償の支払い義務なし
- 取消できるのは、取消の原因となる事情を知ったときから5年、契約締結から20年(いずれか早いときまで)
- 消費者側で、錯誤や事業者の詐欺・強迫行為の立証が必要

取消できる

- 契約者本人からだけでなく、法定代理人からも取消可能
- 未成年者は現に利益を受けている分について返還しなければならない、事業者は受領した代金全額を返還しなければならない
- 消費者に、違約金や損害賠償の支払い義務なし
- 取消できるのは、契約者が成年に達したときから5年、契約締結から20年(いずれか早いときまで)



ただし、以下に該当するときは、**未成年者契約でも取消できません!!**

- 小遣いの範囲内の契約
- 婚姻の経験がある
- 未成年ではない、法定代理人が同意しているなどとウソをついて結んだ契約
- 法定代理人から許可された営業に関する契約
- 成年に達してから追認した契約 (成年に達してからお金を支払った場合など) など



取消のほかにも、公序良俗に反する契約の無効、債務不履行による契約解除などの規定があります。



注意

このような契約解消の規定は、契約当事者が対等な立場であることが前提となっており、立証の困難さなどから、これらの規定に基づいて消費者が実際に契約を解消するのは難しいのが現状です。



消費者を守るための契約ルール

—消費者契約法—

民法は、契約当事者が対等な立場で自由に契約することを前提としています。

しかし、実際には **消費者と事業者の間には、情報の質と量、契約に至るまでの交渉力に大きな格差があり**、消費者が一方的に不利な内容の契約を結んでしまうことがあります。

このため、事業者と消費者の間の「消費者契約」（労働契約を除く）において、消費者の利益の擁護を図るため、平成12年に「消費者契約法」が制定されました。



法律の主な内容

消費者契約の取消し

消費者が、事業者の不当な勧誘行為により、「誤認」または「困惑」して契約した場合等には、契約を取り消すことができます。→4P

消費者契約の条項の無効

消費者が一方的に不利・不利益になる契約条項、事業者の責任を免除したり軽減する免責条項や違約金に関する条項は、全部または一部が無効になります。→5P

消費者団体訴訟制度(差止請求)

適格消費者団体^(※)は、事業者の消費者契約法、特定商取引法、景品表示法に違反する行為等に対して、差止請求権を行使することができます。

※消費者個人に代わって、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項についての差止請求ができる、内閣総理大臣に認定された消費者団体のこと
石川県では消費者団体や弁護士、消費生活相談員等を構成員とする「NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ」が平成29年5月に認定され、活動しています

自分にとって不利な契約を結ばないために、どのようなときに契約の取消ができるのか、どのような契約条項が無効になるのか、次ページから詳しくみていきましょう。



不当な勧誘による契約の取消

契約の取消ができる事業者の不適切な勧誘行為

困惑とは
 民法の「強迫」(恐怖心を感じる)までに至らない程度も含みます

消費者を誤認させる行為

① 不実告知

契約締結の判断に影響する重要事項について事実と異なることを告げる(意図的かどうかを問わない)

② 断定的判断の提供

将来どうなるかわからない財産上の利得について確実であるかのように決めつけて説明する

③ 不利益事実の不告知

契約締結の判断に影響する重要事項について、利益となる旨だけを告げて、不利益な事実を意図的に(重過失も含む)説明しない

消費者を困惑させる行為



④ 不退去

訪問販売などで消費者が「帰ってほしい」「いいません」と意思表示したにもかかわらず、事業者が退去しない

⑤ 退去妨害

店舗などで消費者が「帰りたい」「いいません」と意思表示したにもかかわらず、事業者が物理的または心理的に消費者を退去させない

⑥ 不安をあおる告知

就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘する

⑦ 好意の感情の不当な利用

消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けられない」と告げ勧誘する

⑧ 加齢等による判断力の低下の不当な利用

認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「この食品を食べなければ、健康が維持できない」と告げ勧誘する

⑨ 靈感等による知見を用いた勧誘

「私には霊が見える。あなたには悪霊がついている。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げ勧誘する

⑩ 契約締結前に債務の内容を実施等

ガソリンを入れようとガソリンスタンドに行ったところ、店員が「ワイパーのゴムが外れている」と頼みもしないのにワイパーを交換し、代金を請求する

⑪ 退去困難な場所へ誘導

理由を告げずに旅行に誘い、山奥の別荘に連れて行って商品を買わせる

⑫ おどすような言動を交えて相談の連絡を妨害

ウォーターサーバーを買うか親に相談したいと言ったのに、それはダメだと相談を妨害して勧誘する

過量な内容の契約

⑬ 過量契約

消費者にとって通常の分量等を著しく超えるものであることを知りながら販売する



取消できる

- 原則として、消費者は受領したものをすべて返還し、事業者は受領した代金全額を返還しなければならない
- 消費者に、違約金や損害賠償の支払い義務なし
- 取消できるのは、取消の原因となる事情を知ったときから1年(⑩の場合は3年)、または契約締結から5年(⑩の場合は10年)のいずれか早いときまで
- 消費者側で、事業者の不適切な勧誘行為の立証が必要